

# 陳 情 書

2019年6月3日

松江市議会議長

森脇幸好 様

住 所 \_\_\_\_\_

(団体名) ハンセン病問題全面解決を求める松江市民の会

(代表者) 氏名 \_\_\_\_\_ 印

(連絡先 \_\_\_\_\_ )

件 名 ハンセン病元患者家族に対する謝罪と賠償を求める陳情書

## 1. 要旨

.....  
国に対して、ハンセン病元患者家族の被害を直視し、元患者家族に対して謝罪と賠償を行うよう求める意見書を提出すること。  
.....

## 2. 陳情理由

.....  
ハンセン病元患者家族の被害訴訟に対して、政府の謝罪・賠償を求めて集団訴訟が行われたのは2016年3月15日である。これに対して政府は、「家族について被害は及んでいない」との立場をとり、家族の要求を拒否している。  
.....  
ハンセン病隔離被害の根源「らい予防法」が1996年に廃止されて以降、政府

は2001年の熊本地裁判決において隔離政策の違法性を受け入れ、ハンセン病療養所入所者への謝罪と補償を行った。同時に、厚生労働省内に「ハンセン病検証会議」を立ち上げ、差別実態を明らかにしようと自治体、医療界、教育界、マスコミなど、あらゆる分野の実態と検証を行うとともに、「家族の被害」についても調査・検証を行っている。

その後救済対象は、旧植民地下の台湾・朝鮮の療養所入所者にも及び、残すは家族被害に対してのみとなっている。この被害状況については多くの関連出版物やマスコミの報道でも明らかにされており、特に原告の大半が本名を名乗れぬところに家族被害が如実に示されていると言える。また、現在の厚生労働省が発行している中学生向け啓発パンフレットには「入所者や社会復帰者、その家族への偏見と差別」について記述されており、政府自身が家族被害を認めている。

これらのことから現在政府の家族被害訴訟に対する対応は、政府自らが啓発してきたことと相反しており、その結果、国民の不信感を招いていると言わざるを得ない。

さらに厚生労働省は、毎年6月22日を「らい予防による被害の名誉回復および追悼の日」と定め式典を開き、省内敷地に「ハンセン病施策の反省と謝罪・亡くなった方への追悼と解決に向けた取り組み」を碑文に示している。それでも家族

被害を認めぬ態度は、元患者家族がこの碑の対象ではないことを示し、これは実態を無視していることに他ならず、ハンセン病差別の問題解決につながらない。

ハンセン病家族の被害は、私たち市民の問題であり、国民的課題でもあります。島根県では1941年頃から官民一体となり患者を療養所に強制隔離する「無らい県運動」に取り組んだ歴史体験を持つ。だからこそ今度は官民一体となりすべてのハンセン病差別の救済に取り組む責務があると考えます。

以上により、国において上記事項の実現を求め、意見書を提出されるよう陳情する。